

スマート・グロースについて

石田 康博

1、 スマート・グロース (Smart Growth) とは

賢明な成長と訳しています。1990年代以降に、米国で発展した都市政策の考え方である。最も早くスマート・グロースもしくは類似の用語や表現を用いたのはマサチューセッツ州における市民団体で「1000 フレンズ・オブ・マサチューセッツ」と言われている。

同会は、1980年代後半に成長管理に関するイニシアティブをグロウイング・スマートイニシアティブ (Growing Smart Initiative) と命名した。一方的に成長を抑制することを想起させるグロースマネージメント(成長管理)という言葉と違い、賢明な成長 (Smart Growth) を考えるという柔らかくニュートラルな表現が多く、多くの市民の支持を得たのである。

総合的な計画を用いて、全住民を対象としたコミュニティを誘導、設計、開発、再生、することを指す。成長を制限するのではなく、今よりは効率的で公平で持続的可能な成長を模索していくことにある。

民間の取組み

バンクオブアメリカは、市民へのアウトリーチ活動としてサンフランシスコにおける低所得者住宅供給などやっている。地域開発や再生への融資環境関連問題への対処で実績をあげている。

シエラクラブは、会員数 60 万人で、全国規模で環境問題に取り組んでいる。ロビー活動をしてアリゾナ州のスマート・グロース法案に反対したりして成長境界線の指定などを含めた、独自の厳しい成長管理イニシアティブを策定している。特に、交通汚染や自然破壊防止をスマート・グロースの主要目標にしている。

全国住宅建設業協会は、デベロッパー側もスマート・グロースを用いて自分の活動をアピールしている。住宅メーカー、住宅材料、住宅金融等 20 万を超える住宅関連企業はアメリカの経済活動の 5% を支えている。住み手側の生活の質の確保を唄っているのが特徴である。

2、 提唱されるまでの時代背景

1960年代のアメリカ

・ゾーニングによって郊外の高級住宅地の住宅環境は守られたが、都市部に

- おける貧困層の拡大や治安の悪化、人種差別などが社会問題化した。
- ・重化学などの産業発展にともない環境公害問題が顕著になった。
 - ・スプロール化の進展・・・環境法（State Environmental Policy Act）が普及した。

1970年代から1980年代のアメリカ

- ・成長管理（Growth Control）という新たな都市政策手法が登場した。アメリカの行政組織は、連邦50の州、8万以上の地方自治体（郡：County 市：city 郡区：town）からなっているが、州による成長管理は1970年代に始まった。ハワイ、オレゴン、1980年代後半には、フロリダ、ニュージャージー、ジョージア、メイン、ロードアイランド、バーモント、ワシントンがある。

都市の成長管理とは「自然環境、自治体財政、経済開発、住環境など幅広い観点からコミュニティをとらえて長期の時間軸の中で持続的成長を維持していこうという考え方である。（住宅開発の年間総量規制やオフィスの立地規制等が成長管理の代表的な手法として用いられた。）

- ・スマート・グロース関連法が集中して制定された。

1990年代

- ・土地利用のスプロール化に対してスマート・グロースという動きが始まった。

広域的な成長管理計画のもと、州政府の介入を受け入れることは画期的なことであった。その理由として、個別の自治体では行政域を超えて広がる郊外化の影響を緩和することが出来ないからである。また、環境保全などの環境行政には広域的な観点からの主導性が求められた、つまり、人、流通、環境破壊ひいては中心市街地の活性化などに代表される、現社会が抱える課題に従来までの自治体単位では対応に限界が見えた。

2000年12月には、IPAの調査では、全米50州のうち25の州がスマート・グロースに係る法律を制定している。

3、定義

スマート・グロース・アメリカ（Smart Growth America）は、全米の100以上スマート・グロースの関連団体によって結成され団体であります。研究と政策提言を行う団体である。以下の、スマート・グロース

10 原則を定義している。

- ① 複合的な土地利用
- ② コンパクトな建物設計の活用
- ③ さまざまな住宅や住み方の選択肢の創出
- ④ 徒歩で用の足りるまちづくり
- ⑤ 我が街の意識ある、特徴的で魅力的なコミュニティづくり
- ⑥ オープンスペース、農地、自然の美、かけがえのない環境の保全
- ⑦ 既存市街地における開発の誘導と強化
- ⑧ さまざまな交通手段の提供
- ⑨ 予測可能で公正で費用効率のよい開発決定を行う
- ⑩ 開発の決定にあたってはコミュニティと利害関係者の連携を促す

4、事例

(1) メリーランド州のスマート・グロース計画（1997 年成立）

その特徴は、パリス・グレンデニング知事の後押しで、新規開発を「財政支援優先地域（Priority Funding Areas）で行うようにし、これによって成長関連プロジェクトや他の地域での計画に対する支出を抑制しようとするものである。条件として財政支出優先地域に指定されるには、目的用途に関する州のガイドラインに適合しなくてはならない。

そこには、低密度要件、適切な上下水道、州の成長予測計画への合致が条件となる。そして、ポイントは 1998 年以降の州では、財政支出優先地域以外での「成長関連」プロジェクトへの州予算の支出を禁止してコミュニティの性格を維持し、農地の市街地転用が抑制されている点であります。そして、グレンデニング知事のリーダーシップにより 2001 年にメリーランド州義会が知事直属のスマート・グロース部局を創設している。

以上のように、メリーランド州のように包括的な成長管理制度を導入している州もあればオープンスペースの保全のためだけの予算の確保に留まるところなど多岐にわたるいずれもスマート・グロースというキャッチフレーズで州法制定や改正提案が行われている。都市成長境界線の指定など、明確な規制強化を内容に含むものは否決される場合が多い

(2) オレゴン州のスマート・グロース政策

特徴は、州土地利用計画は、1973年に導入されているので、先進性があることで注目された。その後4半世紀にわたりほとんど手を加えられていないで運用されている。自治体の策定する総合計画（マスタープラン）の位置づけが高いことと、計画（プラン）を介して政府間の政策調整が行われることである。

1973年に成立した上院法第100号によって導入されたもので、オレゴン州の主要資源である農地を都市の拡大や乱開発を守るために制定された環境保全立法である。その為に導入されたのが、UGB(都市成長境界線)である。

UGBは既成市街地・都市可能地域と都市抑制地域を区分する。オレゴン州は州内のすべての都市圏に対してUGBの線引きが義務づけられている。UGB外部での都市開発は非常に難しいものになっている。

同州唯一の大都市圏であるポートランド都市圏において、新たな都市圏レベルの成長管理政策が発展してきた。どちらの州比較をしても共通していえるのがスプロール対策がある。積極的な住民参加が条件とされている。

<参考文献>

- ・『スマート・グロース政策に関する研究』財団法人東京市政研究会 2005年
- ・小泉秀樹・西浦定継『スマート・グロース』学芸出版 2003年
- ・児玉徹『大都市圏再編への構想』東京大学出版会 2002年

メリット

都市圏のスプロールを抑制することができる
コンパクトな都市圏の形成
都心部の空洞化を回避することができる

問題点

近隣自治体同士が競いあい地域計画の策定が妨げられる。